

地域リハビリテーション推進事業実施要領

令和5年10月25日
宮崎県身体障害者相談センター

1 目的

障がいのある人が、地域で安全に生き生きとした生活を送れるよう、リハビリテーション専門職員（作業療法士・理学療法士）を施設等に派遣し、リハビリテーションに関する助言・指導・講義等を行うことにより、障がい者福祉の増進に資することを目的とします。

2 対象

(1) 障害者支援施設、生活介護等の障がい者福祉関係施設の利用者及び職員等

(2) 身体障害者手帳を所持する在宅生活の方及びその家族

※ただし、(1)、(2) いずれも、医療機関や介護保険施設でリハビリテーションを受けている方を除く。

3 内容

(1) 職員に対する講義（例：高齢者の転倒について 等）

(2) ケース・スタディー（個別相談）

(3) リハビリテーションに関する助言・指導

(4) 補装具や福祉用具等に関する相談

4 申込方法

別添えの「リハビリテーション訪問相談申込書」（様式1）および「個別相談事前調査書」（様式2。個別相談を伴う場合に必要）を当センターのホームページからダウンロードし、必要事項を記載後、郵送もしくはメールまたはFAXにて送付してください。

申込書の保管場所：当センターのホームページ（「宮崎県身体障害者相談センター」で検索）
トップページ「障がいのことで気になることがあったら」→「リハビリテーション訪問相談」からダウンロードしてください。（Word 様式）

送 付 先：〒880-0032

宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地2 宮崎県身体障害者相談センター

メール：shintaisogaisha-sodan-c@pref.miyazaki.lg.jp

（件名に「リハビリテーション訪問相談申込」と記載してください）

FAX：0985-31-3553

5 費用

無料

（裏面へつづく）

6 訪問日時等の調整

派遣依頼に基づいて、訪問日時等を調整します。

訪問時間 平日午前 10 時～午後 3 時

相談等所用時間 2 時間程度